

令和4年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	110,000
うち社会保障財源化分	50,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	高齢者福祉事業	5,007	3,363	1,644
	児童福祉事業	73,627	59,705	13,922
	障がい者福祉事業	184,867	133,292	51,575
	母子福祉事業	4,888	1,027	3,861
	小計	268,389	197,387	71,002
社会保険	国民健康保険事業	50,588	20,900	29,688
	介護保険事業	82,806	4,599	78,207
	後期高齢者医療保険事業	64,566	12,499	52,067
	国民年金事業	53	53	0
	小計	198,013	38,051	159,962
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,123	582	541
	乳幼児医療給付事業	2,804	1,514	1,290
	予防事業	31,267	2,388	28,879
	診療所事業	112,199	10,000	102,199
	小計	147,393	14,484	132,909
合計	613,795	249,922	363,873	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			50,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など